



長野県報

3月29日(金)
令和6年
(2024年)
号外

目次

規則

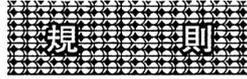
長野県組織規則の一部を改正する規則(人事課)	2
事務処理規則の一部を改正する規則(人事課)	13
知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則 及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則 の一部を改正する規則(人事課)	16
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課)	16
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	16

告示

長野県採用委員会運営規程の一部改正(総合政策課)	19
長野県採用委員会公文書管理規程の一部改正(総合政策課)	19

訓令

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正(人事課)	20
兼務に関する規程の一部改正(人事課)	21
財務規則第2条に定める所の出納員の任免の一部改正(人事課)	23
長野県流域下水道事業財務規則第2条に定める本庁及び所の企業出納員の任免の一部改正(人事課)	23
職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正(コンプライアンス・行政経営課)	23
職員の人事評価等に関する規程の一部改正(職員キャリア開発課)	24
職員の研修に関する規程の一部改正(職員キャリア開発課)	24
長野県公印規程の一部改正(情報公開・法務課)	25
長野県公文書管理規程の一部改正(情報公開・法務課)	25
長野県法規審査委員会規程の一部改正(情報公開・法務課)	26
長野県流域下水道事業財務公印規程の一部改正(生活排水課)	27
企業局に勤務する職員の研修に関する規程の一部改正(経営推進課)	27



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第25号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の13」を「第4条の12」に、「第14条の7」を「第14条の8」に、「観光部」を「観光スポーツ部」に、「第30条の4」を「第30条の5」に、「児童相談所広域支援センター（第85条・第86条）」を「削除」に、「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「第38目 環境保全研究所（第147条―第149条）」を「第37目の2 県立美術館（第146条の7・第146条の8）
第37目の3 県立歴史館（第146条の9―第146条の11）
第38目 環境保全研究所（第147条―第149条）
第38目の2 諏訪湖環境研究センター（第149条の2―第149条の4）」に、「第149条の2・第149条の3」を「第149条の5・第149条の6」に、「第44目 観光情報センター（第165条・第166条）」を「第44目の2 山岳総合センター（第166条の2・第166条の3）
第44目の3 県営上田野球場（第166条の4・第166条の5）
第44目の4 県立武道館（第166条の6・第166条の7）」に改める。

第2条第8号を次のように改める。

(8) 観光スポーツ部

第3条第2号中「市町村課 信州暮らし推進課」を「市町村課」に改め、同条第3号中「職員キャリア開発課 職員課」を「職員課」に改め、同条第4号中「文化政策課」を「県民政策課 文化振興課」に改め、同条第6号中「生活排水課」を「水道・生活排水課」に改め、同条第8号を次のように改める。

(8) 観光スポーツ部

山岳高原観光課 観光誘客課 スポーツ振興課

第4条中「、信州暮らし推進課」及び「、職員キャリア開発課」を削る。

第4条の5第1項第8号を次のように改める。

(8) 総合計画審議会の庶務に関すること。

第4条の5第1項中第9号から第14号までを削り、第15号を第9号とする。

第4条の8を次のように改める。

(地域振興課)

第4条の8 地域振興課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域振興に係る施策の企画、調整及び推進（地域振興局が行う地域振興に係る施策に関する部局間の連絡調整を含む。）に関すること。
- (2) 県外からの移住の推進に関すること。
- (3) 国内外との交流の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第4条の10を削る。

第4条の11に次の1号を加える。

(3) 一般旅券の発給に関すること。

第4条の11を第4条の10とし、第4条の12を第4条の11とし、第4条の13を第4条の12とする。

第5条の2中第11号を第17号とし、第10号を第16号とし、第9号を第15号とし、第8号の次に次の6号を加える。

(9) 職員育成に係る企画及び調整に関すること。

(10) 職員研修に関すること。

(11) 職員の政策研究に関すること。

(12) 職員の人事評価に関すること。

(13) 職員の働きやすい職場環境づくりの推進に関すること。

(14) 人事制度に係る企画に関すること。

第5条の3第1項に次の4号を加える。

(8) 政策評価に関すること。

(9) 事業点検に関すること。

(10) 公共事業評価に関すること。

(11) 公共事業評価監視委員会の庶務に関すること。

第5条の3第2項及び第5条の4を削る。

第14条の2の見出しを「(県民政策課)」に改め、同条第1項中「文化政策課」を「県民政策課」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 多文化共生社会づくりの推進に関する施策の企画及び連絡調整に関すること。

第14条の2第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第2項を削る。

第14条の7第2項第3号中「要保護女子の保護更生」を「困難な問題を抱える女性への支援」に改め、同項第5号中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改め、第2章第1節第1款第2目の4中同条を第14条の8とし、第14条の3から第14条の6までを1条ずつ繰り下げ、第14条の2の次に次の1条を加える。

(文化振興課)

第14条の3 文化振興課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 芸術及び文化に関すること。

(2) 文化財に関すること。

(3) 銃砲刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認に関すること。

(4) 長野県立美術館協議会、文化財保護審議会及び銃砲刀剣類登録審査委員の庶務に関すること。

(5) 文化会館、県立美術館及び県立歴史館に関すること。

第16条の3中「(ワクチン接種体制整備室の所管に属するものを除く。)」を削る。

第27条の3第9号中「水道」を「諏訪湖環境研究センター」に改める。

第27条の4の見出しを「(水道・生活排水課)」に改め、同条中「生活排水課」を「水道・生活排水課」に改め、第9号を第10号とし、第1号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 水道に関すること。

第28条第2号中「こと」を「こと(他の所管に属するものを除く。)」に改める。

第29条第1項中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 地酒その他の食品に係る産業振興及び普及促進に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(10) 伝統的工芸品産業振興審議会の庶務に関すること。

第29条第2項を削る。

第30条の2中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 産業を担う人材の確保に係る総合調整に関すること。

第2章第1節第1款第5目の2の目名を次のように改める。

第5目の2 観光スポーツ部

第30条の3第1号中「観光部」を「観光スポーツ部」に改め、同条第2号中「観光」を「観光及びスポーツ」に改め、同条第6号中「に関する」を「及び山岳総合センターに関する」に改め、同条第7号中「観光部」を「観光スポーツ部」に改める。

第30条の4を次のように改める。

(観光誘客課)

第30条の4 観光誘客課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 観光の振興及び宣伝に関すること。

(2) 通訳案内業に関すること。

第2章第1節第1款第5目の2中第30条の4の次に次の1条を加える。

(スポーツ振興課)

第30条の5 スポーツ振興課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) スポーツ(競技力向上に関するものを除く。)に関すること。

(2) 体育施設に関すること。

(3) スポーツ栄誉賞に関すること。

(4) スポーツ推進審議会の庶務に関すること。

(5) 白馬ジャンプ競技場、県営上田野球場、県立武道館及び長野運動公園に関すること。

第33条第1項第13号中「水産試験場」を「家畜保健衛生所及び水産試験場」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、第10号の次に次の3号を加える。

(11) 豚熱対策に関すること。

(12) 家畜衛生及び動物用薬事に関すること。

(13) 獣医師に関すること。

第33条第2項を削る。

第41条第1項に次の3号を加える。

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。

(2) 野生鳥獣被害対策(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(13) 県営総合射撃場に関すること。

第41条第2項及び第3項を削る。

第43条第1項第6号を次のように改める。

(6) 土地利用に係る施策の企画及び調整に関すること。

第43条第1項中第8号を第14号とし、第7号を第13号とし、第6号の次に次の6号を加える。

(7) 土地取引の規制に関すること。

(8) 公有地取得の調整に関すること。

(9) 土地の価格に関すること。

(10) 不動産鑑定業に関すること。

(11) 土地収用に関すること。

(12) 建設工事紛争審査会、土地利用審査会及び収用委員会の庶務に関すること。

第56条第1項第14号を次のように改める。

(14) 長野県女性相談支援センター条例(令和6年長野県条例第7号)による長野県女性相談支援センター

第56条第1項第15号中「昭和39年長野県条例第29号」を「令和6年長野県条例第8号」に改め、同項中第38号を第43号とし、第33号から第37号までを5号ずつ繰り下げ、第38号の前に次の3号を加える。

(35) 長野県山岳総合センター条例(昭和44年長野県条例第33号)による長野県山岳総合センター

(36) 長野県営運動場条例(昭和32年長野県条例第20号)による長野県営上田野球場

(37) 長野県立武道館条例(令和元年長野県条例第7号)による長野県立武道館

第56条第1項中第32号を第34号とし、第31号の次に次の2号を加える。

(32) 長野県立美術館条例(昭和44年長野県条例第32号)による長野県立美術館

(33) 長野県立歴史館条例(平成6年長野県条例第24号)による長野県立歴史館

第56条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 長野県諏訪湖環境研究センター

第56条の3に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、林地開発に関する事務及び保安林に関する事務(保安林の指定の解除及び指定施業要件の変更に関する事務に限る。)に係る長野県佐久地域振興局、長野県上伊那地域振興局、長野県松本地域振興局及び長野県長野地域振興局の管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	管轄区域
長野県佐久地域振興局	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
長野県上伊那地域振興局	岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 茅野市 諏訪郡 上伊那郡 下伊那郡
長野県松本地域振興局	松本市 大町市 塩尻市 安曇野市 木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡
長野県長野地域振興局	長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡

第56条の4第3項中第19号を第20号とし、第10号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 文化財に関すること。

第81条の3第5項第2号及び第81条の7第5項第2号中「及び公害に係る検査」を削る。

第84条の2第1項中「総務課、家庭支援第一課及び家庭支援第二課(長野県松本児童相談所を除く。)並びに」を削り、同条第2項中「ほか」を「ほか、長野県中央児童相談所に総務課、家庭支援第一課及び家庭支援第二課を」に改め、同条第4項中「、家庭支援第二課及び家庭支援課」を「及び家庭支援第二課」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 家庭支援課は、前2項の事務をつかさどる。

第2章第2節第3款第14目を次のように改める。

第14目 削除

第85条・第86条 削除

第2章第2節第3款第17目の目名を次のように改める。

第17目 女性相談支援センター

第93条を次のように改める。

(業務)

第93条 長野県女性相談支援センターは、長野県女性相談支援センター条例に規定するところにより、困難な問題を抱える女性への支援に関する業務を行うところである。

第94条中「長野県女性相談センターに、長野県女性相談センター条例」を「長野県女性相談支援センターに、長野県女性相談支援センター条例」に、「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性(当該困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあつては、

当該困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。)」に改める。

第94条の2中「長野県女性相談センター」を「長野県女性相談支援センター」に改める。

第95条を次のように改める。

(位置)

第95条 長野県女性相談支援センターの位置は、長野県女性相談支援センター条例に規定するところにより、長野市である。

2 長野県女性相談支援センターの一時保護施設の位置は、長野県女性相談支援センター条例に規定するところにより、長野市である。

第2章第2節第3款第18目の目名を次のように改める。

第18目 県立ときわぎ寮(女性自立支援施設)

第96条第1項中「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子の収容保護」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する自立支援」に改め、同条第2項中「第5条」の次に「(同法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加える。

第97条第2項中「長野県女性相談センター」を「長野県女性相談支援センター」に改める。

第2章第2節第3款第37目の次に次の2目を加える。

第37目の2 県立美術館

(業務)

第146条の7 長野県立美術館は、長野県立美術館条例に規定するところにより、美術品を収集し、保管し、展示して一般住民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するとともに、美術の振興を図り、もつて教育、学術及び文化の向上に寄与することを業務とするところである。

(位置)

第146条の8 長野県立美術館の位置は、長野県立美術館条例に規定するところにより、長野市である。

第37目の3 県立歴史館

(業務)

第146条の9 長野県立歴史館は、長野県立歴史館条例に規定するところにより、考古資料、歴史的価値を有する文書、その他歴史資料等(第146条の11第3項において「歴史的資料」という。)を収集し、保存して、広く県民の利用に供し、その教養及び文化の振興に寄与することを業務とするところである。

(位置)

第146条の10 長野県立歴史館の位置は、長野県立歴史館条例に規定するところにより、千曲市である。

(内部組織)

第146条の11 長野県立歴史館に、その事務を分掌させるため、管理部及び学芸部を置く。

2 管理部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 庶務及び会計に関すること。
- (2) 長野県立歴史館協議会の庶務に関すること。
- (3) 学芸部の所管に属さないこと。

3 学芸部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 歴史的資料の展示及び閲覧に関すること。
- (2) 歴史に関する各種刊行物の編集に関すること。
- (3) 考古資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (4) 埋蔵文化財の保存処理及び保存科学に関すること。
- (5) 埋蔵文化財に関する調査研究及び研修等の実施に関すること。
- (6) 文献史料(歴史的価値を有する文書その他の記録をいう。次号及び第9号において同じ。)の収集、整理及び保存に関すること。
- (7) 文献史料に関する調査研究及び研修等の実施に関すること。
- (8) 特定歴史公文書及び歴史的訴訟書類の整理、保存及び利用に関すること。
- (9) 歴史的資料(考古資料及び文献史料を除く。次号において同じ。)の収集、整理及び保存に関すること。
- (10) 歴史的資料に関する調査研究に関すること。
- (11) その他歴史に関する教育の普及、情報の収集及び利用者への提供並びに相談に関すること。

4 学芸部に、その事務を分掌させるため、課を置き、その名称及び分掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	分掌事務
総合情報課	前項第1号、第2号及び第9号から第11号までの事項
考古資料課	前項第3号から第5号までの事項
文献史料課	前項第6号から第8号までの事項

第149条第1項中「水・土壌環境部」及び「循環型社会部」を削り、同条第2項中第2号を削り、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 環境保全研究所及び諏訪湖環境研究センターの調査研究の企画及び調整に関すること。

第149条第3項の表中「前項第1号」を「前項第2号」に、「前項第2号」を「前項第1号及び第3号」に改め、同条第4項を削り、同条第5項第3号中「電磁波」を「放射能」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を削り、第7項を第5項とし、第8項を第6項とし、第9項に次の1号を加える。

(7) 温泉の試験検査に関すること。

第149条第9項を同条第7項とする。

第2章第2節第3款第39目中第149条の3を第149条の6とし、第149条の2を第149条の5とし、同款第38目の次に次の1目を加える。

第38目の2 諏訪湖環境研究センター

(業務)

第149条の2 長野県諏訪湖環境研究センターは、水環境の保全に寄与することを目的として、水環境に関する試験検査、調査研究、情報の収集及び提供並びに普及啓発を行うことにより、水環境施策等を推進するところとする。

(位置)

第149条の3 長野県諏訪湖環境研究センターの位置は、岡谷市とする。

(内部組織)

第149条の4 長野県諏訪湖環境研究センターに、その事務を分掌させるため、総務部及び調査研究部を置く。

2 総務部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 庶務及び会計に関すること。
- (2) 調査研究の企画に係る調整に関すること。
- (3) 環境学習の推進に関すること。
- (4) 調査研究部の所管に属さないこと。

3 調査研究部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 水環境保全の調査研究に関すること。
- (2) 上水、河川水等の試験検査に関すること。
- (3) 下水、工場排水、生活排水等の試験検査に関すること。
- (4) 土壌環境保全の調査研究に関すること。
- (5) 廃棄物の発生抑制、適正処理及び資源化の調査研究に関すること。
- (6) 化学物質の試験検査に関すること。
- (7) 生態系保全の調査研究に関すること。

第2章第2節第3款第44目の次に次の3目を加える。

第44目の2 山岳総合センター

(業務)

第166条の2 長野県山岳総合センターは、長野県山岳総合センター条例に規定するところにより、山岳に関する研究及び調査並びに安全な登山に関する知識及び技能の普及啓発その他の山岳における野外活動に関する教育事業並びに山岳における野外活動に関する普及事業を行うことを目的として、次の各号に掲げる事務を行うところである。

- (1) 山岳に関する資料の収集及び作成並びにその活用
- (2) 登山及び山岳遭難防止に関する研究及び指導
- (3) 自然保護に関する研究及び指導
- (4) 登山講習会、スキー講習会等の開設及び登山等の指導者の養成
- (5) 前各号に掲げるもののほか、山岳における野外活動に関する教育事業及び普及事業に係る事務

(位置)

第166条の3 長野県山岳総合センターの位置は、長野県山岳総合センター条例に規定するところにより、大町市である。

第44目の3 県営上田野球場

(業務)

第166条の4 長野県営上田野球場は、長野県営運動場条例に規定するところにより、スポーツの振興に寄与することを目的として、体育の場を提供することを業務とするところである。

(位置)

第166条の5 長野県営上田野球場の位置は、長野県営運動場条例に規定するところにより、上田市である。

第44目の4 県立武道館

(業務)

第166条の6 長野県立武道館は、長野県立武道館条例に規定するところにより、武道その他のスポーツの振興を図ることを業務とするところである。

(位置)

第166条の7 長野県立武道館の位置は、長野県立武道館条例に規定するところにより、佐久市である。

附則第3条に次の1項を加える。

2 第56条の3第3項の規定にかかわらず、中央新幹線鉄道の建設に係る林地開発に関する事務及び保安林に関する事務（保安林の指定の解除に関する事務に限る。）に係る管轄区域は、当分の間、次の表のとおりとする。

名称	管轄区域
長野県南信州地域振興局	長野県の全域

附則第4条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第6条第4項中「用地課及び」を削り、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

附則第7条を次のように改める。

（国スポ・全障スポ準備課）

第7条 観光スポーツ部に、当分の間、第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事務をつかさどらせるため、第3条に規定する課のほか、国スポ・全障スポ準備課を置く。

2 国スポ・全障スポ準備課に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

3 国スポ・全障スポ準備課に、当分の間、競技力向上に関する事務をつかさどらせるため、競技力向上対策室を付置する。

別表第12中長野県志賀高原自然保護センターの項を削る。

別表第32の1の長野県土地利用審査会の項を削り、同1の長野県公益認定等審議会の項の次に次のように加える。

長野県銃砲刀剣類登録審査委員	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項の規定による火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定に関する事。	文化振興課
----------------	---	-------

別表第32の1の長野県建設工事紛争審査会の項の次に次のように加える。

長野県土地利用審査会	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条の規定による規制区域の指定、解除等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決等に関する事。	建設政策課
------------	--	-------

別表第32の2の長野県公共事業評価監視委員会の項中「政策評価室」を「コンプライアンス・行政経営課」に改め、同2の長野県公文書審議

会の項の次に次のように加える。

長野県立美術館協議会	長野県立美術館条例第4条及び博物館法（昭和26年法律第285号）第23条の規定による長野県立美術館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関する事。	文化振興課
長野県文化財保護審議会	文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第38条及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びにこれらに関する知事に対する建議に関する事。	文化振興課
長野県立歴史館協議会	長野県立歴史館条例第4条及び博物館法第23条の規定による長野県立歴史館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関する事。	県立歴史館

別表第32の2の長野県中小企業振興審議会の項の次に次のように加える。

長野県伝統的工芸品産業振興審議会	長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例（令和5年長野県条例第15号）第8条第2項又は第4項の規定により意見を聴かれた事項その他の伝統的工芸品産業の振興に関する重要事項の調査審議に関する事。	産業技術課
------------------	---	-------

別表第32の2の長野県観光振興審議会の項の次に次のように加える。

長野県スポーツ推進審議会	附属機関条例第2条第1項及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関する事。	スポーツ振興課
--------------	--	---------

別表第33の観光部の項を次のように改める。

観光スポーツ部	観光スポーツ参事	部の重要事項の統括掌理
---------	----------	-------------

別表第33の総合政策課の項の次に次のように加える。

地域振興課	信州暮らし推進担当課長	第4条の8第2号及び第3号に関する事務の総括掌理並びに当該事務に従事する職員の指揮監督
-------	-------------	---

別表第33の人事課の項中

行政監察員	行政監察
-------	------

を

キャリア開発・人事制度担当課長	第5条の2第9号から第14号までに係る事務の総括掌理及び当該事務に従事する職員の指揮監督
行政監察員	行政監察

に改め、同表のコンプライアンス・

行政経営課の項中

コンプライアンスリーダー	コンプライアンスの推進
--------------	-------------

を

政策評価担当課長	第5条の3第8号から第11号までに係る事務の総括掌理及び当該事務に従事する職員の指揮監督
コンプライアンスリーダー	コンプライアンスの推進

に改め、同表の文化政策課の項を次

のように改める。

県民政策課	多文化共生担当課長	第14条の2第2号に関する事務の総括掌理及び当該事務に従事する職員の指揮監督
文化振興課	文化財専門幹	文化財行政に関する高度な専門的事務の総括掌理
	主任文化財専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務
	副主任文化財専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務
	文化財専門員	文化財に関する専門的事務
	文化財指導主事	

別表第33の地域福祉課の項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に、「第29条第9項」を「第29条第13項」に改め、「第83条第1項」を削り、「第100条第1項」の次に「第114条の2第1項」を加え、同表の健康増進課の項の次に次のように加える。

国民健康保険室	保健師	保健指導業務
---------	-----	--------

別表第33のワクチン接種体制整備室の項を削り、同表の障がい者支援課の項中

企業出納員	地方公営企業法第28条第3項に規定する職務
-------	-----------------------

を

保健師	保健指導業務
企業出納員	地方公営企業法第28条第3項に規定する職務

に改め、同表の薬事管理課の項中

「第70条第2項、第76条の7第2項及び」を「及び第6項、第70条第3項、第76条の7第2項並びに」に改め、同表の生活排水課の項中

生活排水課	を	水道・生活排水課	に改め、同表の資源循環推進課の項中
-------	---	----------	-------------------

廃棄物対策幹	廃棄物対策に関する専門的事務の総括掌理
廃棄物指導幹	副主任廃棄物指導員としての職務及び副主任廃棄物指導員の事務の総括掌理

を

「 廃棄物指導幹 副主任廃棄物指導員としての職務及び副主任廃棄物指導員の事務の総括掌理 」	に改め、同表の産業政策課の項中
「 産業戦略技幹 産業に係る施策に関する専門的事務の総括掌理 上海駐在員 海外駐在 」	を
「 上海駐在員 海外駐在 」	に改め、同項の次に次のように加

える。

産業技術課	地酒・食品振興担当課長	第29条第9号に関する事務の総括掌理及び当該事務に従事する職員の指揮監督
観光誘客課	国際観光担当課長	第30条の4第1号に関する事務（国際観光に関することに限る。）及び同条第2号に関する事務の総括掌理並びに当該事務に従事する職員の指揮監督
スポーツ振興課	スポーツ指導主事	スポーツに関する専門的指導
国スポ・全障スポ準備課	スポーツ指導主事	スポーツに関する専門的指導

別表第33の園芸畜産課の項中

獣医師	獣医衛生業務	を
-----	--------	---

畜産支援・防疫対策担当課長	第33条第5号から第13号までにに関する事務及び同条第16号に関する事務（家畜保健衛生所に関することに限る。）の総括掌理並びに当該事務に従事する職員の指揮監督	に、
獣医師	獣医衛生業務	

「 漁業監督吏員 」	「 漁業法（昭和24年法律第267号）第128条に規定する職務 」	を
------------------	---	---

「 獣医師検査員 」	「 獣医師法（昭和24年法律第186号）第21条第3項に規定する職務 」	に改め、同表の家畜防疫対策室の項
「 家畜防疫員 」	「 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する家畜防疫員の職務 」	
「 薬事監視員 」	「 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項から第4項まで及び第6項、第70条第3項、第76条の7第2項並びに第76条の8第1項に規定する職務 」	
「 獣医療検査員 」	「 獣医療法（平成4年法律第46号）第8条第1項に規定する職務 」	
「 漁業監督吏員 」	「 漁業法（昭和24年法律第267号）第128条に規定する職務 」	

を削り、同表の森林づくり推進課の項を次のように改める。

「 森林づくり推進課 」	「 鳥獣対策担当課長 」	「 第41条第11号から第13号までにに関する事務の総括掌理及び当該事務に従事する職員の指揮監督 」
	「 森林害虫防除員 」	「 森林病虫害等防除法第11条に規定する職務 」

別表第36の現地機関の項中

「 専門幹 」	「 高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務 」	を
---------------	--	---

課長補佐（東京事務所を除く。）	課長その他の現地機関の分掌組織、付置機関若しくは分所（以下「分掌組織等」という。）の長（分掌組織等が置かれない現地機関で、次長その他これに準ずる者（以下「次長等」という。）が置かれるものにあつては当該現地機関の次長等、次長等が置かれないものにあつては当該現地機関の長。以下「分掌組織等の長等」という。）の職務遂行の補佐、分掌組織等（分掌組織等が置かれない現地機関にあつては、当該現地機関）の事務の整理及び分掌組織等の長等が特に命じた事務の処理	に改め、同表の地域振興局の項中
専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務	

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督	を
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理	

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督	に、
----	------------------	----

森林保護専門員	森林保護に関する専門的職務	を
---------	---------------	---

主任森林保護専門員	森林保護専門員としての職務及び森林保護専門員の事務の掌理	に改め、同表の農業農村支援セン
森林保護専門員	森林保護に関する専門的職務	
主任鳥獣対策専門員	鳥獣対策専門員としての職務及び鳥獣対策専門員の事務の掌理	

ターの項及び県税事務所の項中

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督	を
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理	

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督	に改め、同表の保健福祉事務所の
----	------------------	-----------------

項及び保健所の項中

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督	を
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理	

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督	に、「第70条第2項、第76条の7第2項及び」を「及び第6項、第70条第3項、第76条の7第2項並びに」に改め、同表の福祉大学の項中
----	------------------	--

入室児童の保育及び指導	を	実践演習の連絡調整	に改
-------------	---	-----------	----

め、同表の児童相談所の項中

課長補佐（中央及び松本に限る。）	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理	を
係長（中央及び松本に限る。）	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理	

係長	所務又は課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理	に改め、同表の児童相談所広域支
----	----------------------------	-----------------

援センターの項を削り、同表の女性相談センターの項中 「女性相談センター」 を 「女性相談支援センター」 に、 「主任生活指導専門員」 を

「主任自立支援専門員」 に、「専門的生活指導」を「専門的自立支援」に、 「生活指導専門員」 を 「自立支援専門員」 に、

「生活指導員」 を 「自立支援員」 に、「の生活指導」を「の自立支援」に改め、同表の県立総合リハビリテーションセンター

の項中

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

「課長 課務の掌理及び所属職員の指揮監督」 に改め、同表の技術専門校の項中

「課長（長野及び松本に限る。） 課務の掌理及び所属職員の指揮監督」 を

課長（長野及び松本に限る。）	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐（長野及び松本に限る。）	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

「課長（長野及び松本に限る。） 課務の掌理及び所属職員の指揮監督」 に改め、同表の動物愛護センター

の項中

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
獣医師	獣医業務

を

「獣医師 獣医業務」 に改め、同項の次に次のように加える。

県立歴史館	館長	館務の掌理及び所属職員の指揮監督
	副館長	館長の職務遂行の補佐及び館務の整理
	部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	学芸員	博物館法第4条第4項に規定する職務
	学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務
	主任文化財専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務
	副主任文化財専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務
	文化財専門員	文化財に関する専門的事務
	文化財指導主事	

別表第36の環境保全研究所の項の次に次のように加える。

諏訪湖環境研究センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
	主任研究員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な試験研究

	研究員	高度の知識経験に基づく困難な試験研究
--	-----	--------------------

別表第36の計量検定所の項中

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
計量専門員	高度な検査及び指導事務

を

計量専門員	高度な検査及び指導事務
-------	-------------

に改め、同表の工業技術総合セン

ターの項中

課長補佐	部門長の職務遂行の補佐及び部門の事務の整理
部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督

を

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表の松本空港管理事務

所の項中

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
課長補佐	次長の職務遂行の補佐及び所務の整理

を

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
----	-------------------

に改め、同表の農業大学校の項中

事務局次長	事務局長の職務遂行の補佐及び局務の整理
就農推進技幹	学科の就農支援活動に関する事務の総括掌理

を

事務局次長	事務局長の職務遂行の補佐及び局務の整理
-------	---------------------

に改め、同表の農業試験場 果樹

試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 南信農業試験場の項中

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐 (農業試験場に限る。)	部長の職務遂行の補佐及び部務の整理

を

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表の家畜保健衛生所の

項中「、第70条第2項、第76条の7第2項及び」を「及び第6項、第70条第3項、第76条の7第2項並びに」に改め、同表の林業総合

センターの項中

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	部長の職務遂行の補佐及び部務の整理

を

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表の建設事務所の項、

佐久建設事務所佐久北部事務所 北信建設事務所中野事務所 北信建設事務所飯山事務所の項、流域下水道事務所の項及びリニア整

備推進事務所の項中

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表の会計センターの項中

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督	を
課長補佐	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理	

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督	に、
----	------------------	----

係長	所務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理	を
会計審査幹	会計審査に関する専門的事務の総括掌理	

係長	所務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理	に改める。
----	------------------------	-------

別表第39の長野県児童相談所広域支援センター所長の項を削り、同表の県立ときわぎ寮所長の項中

長野県女性相談センター所長	を	長野県女性相談支援センター所長	に改める。
---------------	---	-----------------	-------

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(不動産鑑定業者登録簿閲覧に関する規則の一部改正)
- 不動産鑑定業者登録簿閲覧に関する規則(昭和40年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。
第2条中「長野県企画振興部」を「長野県建設部」に改める。
(財務規則の一部改正)
- 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。
別表第1の5中「北信消費生活センター」を「歴史館 北信消費生活センター」に、「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改め、同7中「環境保全研究所」を「環境保全研究所 諏訪湖環境研究センター」に改める。
(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)
- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。
別表中「企画振興部総合政策課長」を「建設部建設政策課長」に改める。
(浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部改正)
- 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則(昭和60年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「長野県環境部生活排水課」を「長野県環境部水道・生活排水課」に改める。
(長野県流域下水道事業財務規則の一部改正)
- 長野県流域下水道事業財務規則(平成31年長野県規則第33号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「生活排水課」を「水道・生活排水課」に改め、同条第3号中「生活排水課長」を「水道・生活排水課長」に改める。
(長野県自然公園施設管理規則の一部改正)
- 長野県自然公園施設管理規則(令和3年長野県規則第95号)の一部を次のように改正する。
別表の長野県志賀高原自然保護センターの項を削る。

人 事 課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第26号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 前項の規定にかかわらず、本庁の課長は、その権限に属する事務の一部を、担当課長(信州暮らし推進担当課長、キャリア開発・

人事制度担当課長、政策評価担当課長、多文化共生担当課長、地酒・食品振興担当課長、国際観光担当課長、畜産支援・防疫対策担当課長又は鳥獣対策担当課長をいう。以下同じ。)に専決させることができる。

第9条中第21項を第23項とし、第16項から第20項までを2項ずつ繰り下げ、第15項の次に次の2項を加える。

16 前項の規定にかかわらず、担当課長が主管する事務にあつては、課長が不在のときは担当課長が、課長及び担当課長がともに不在のときはあらかじめ課長が指定した職員がその事務を代決する。

17 課長は、第6条第3項の規定によりその権限に属する事務の一部を専決させる者が不在のときは、あらかじめ課長が指定する職員にその事務を代決させることができる。

別表第2の1中「長野県女性相談センター」を「長野県女性相談支援センター」に、「長野県環境保全研究所」を「長野県立歴史館、長野県環境保全研究所、長野県諏訪湖環境研究センター」に改め、同(1)中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定による歳入の徴収又は収納の委託の契約及び同令第165条の3第1項の規定による支出事務」を「地方自治法第243条の2第1項に規定する公金事務」に改め、同4の(13)のアの(ハ)中「第19条の11第1項」を「第19条の12第1項」に改め、同(ヒ)中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に改め、同ケを削り、同コを同ケとし、同サからセまでを同コからスまでとし、同(16)のサを次のように改める。

サ 長野県環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱(令和5年5月30日付け5農技第186号農政部長通知)の規定に基づく交付金の交付

別表第2の4の(16)のノを次のように改める。

ノ 信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業補助金交付要綱(令和6年3月29日付け5農技第879号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

別表第2の4の(42)に次の事項を加える。

ワ 市町村森林整備支援事業補助金交付要綱(令和5年4月28日付け5森政第69号林務部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の4の(43)のアの(ア)中「却下」を「却下(第33条の3において準用する場合を含む。(イ)において同じ。)」に改め、同(60)のタ中「の管理」を「及び長野県立御嶽山ビジターセンターの管理」に改め、同6の(22)のアの(ア)中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改め、同エ中「及び利用者支援事業」を「、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業及び利用者支援事業」に改め、同8の(2)を削り、同(3)中「第10条」を「第8条」に改め、「及び保育料」を削り、同(3)を同(2)とし、同(4)中「第11条ただし書」を「第9条ただし書」に改め、同(4)を同(3)とし、同9の(1)中ノをヒとし、チからネまでをテからハマまでとし、タの次に次の事項を加える。

チ 第31条の2第1項の規定による在所期間の延長の措置

ツ 第31条の2第2項の規定による在所期間の延長等の措置

別表第2の10を削り、同11を同10とし、同12を同11とし、同13を同12とし、同14の(1)のアの(オ)中「第6条の3第6項」を「第6条の3第8項」に改め、同(カ)中「第46条の8第1項第4号」を「第46条の8第4号」に改め、同(キ)を同(ク)とし、同(リ)を同(ル)とし、同(リ)の次に次の事項を加える。

(リ) 第69条の2第2項の規定による報告の受理

別表第2の14の(9)のエの(キ)を同(シ)とし、同(カ)を同(サ)とし、同(オ)中「第38条第7項」を「第38条第9項」に改め、同(オ)を同(コ)とし、同(コ)の前に次の事項を加える。

(ク) 第38条第7項の規定による第一種協定指定医療機関に対する指導

(ケ) 第38条第8項の規定による第二種協定指定医療機関に対する指導

別表第2の14の(9)のエの(エ)を同(キ)とし、同(ア)から(イ)までを同(エ)から(カ)までとし、同(エ)の前に次の事項を加える。

(ア) 第36条の5第1項の規定による報告の徴収

(イ) 第36条の5第2項の規定による報告の徴収

(イ) 第36条の8第1項の規定による報告の徴収

別表第2の14の(9)のオの(イ)中「協力要請」を「報告の受理」に改め、同(カ)中「第44条の3の3」を「第44条の3の6」に改め、同(カ)を同(コ)とし、同(オ)中「第44条の3の2第4項」を「第44条の3の5第4項」に改め、同(オ)を同(ケ)とし、同(エ)中「第44条の3の2第3項」を「第44条の3の5第3項」に改め、同(エ)を同(ケ)とし、同(イ)の次に次の事項を加える。

(エ) 第44条の3第9項の規定による協力要請

(オ) 第44条の3の2第1項の規定による医療費の公費負担の決定

(カ) 第44条の3の2第2項において準用する第43条第1項の規定による報告の徴収及び検査

(キ) 第44条の3の3第1項の規定による療養費の支給

別表第2の14の(9)のカの(ウ)中「協力要請」を「報告の受理」に改め、同(オ)中「第50条の4」を「第50条の7」に改め、同(オ)を同(ノ)とし、同(ト)中「第50条の3第4項」を「第50条の6第4項」に改め、同(ト)を同(ネ)とし、同(テ)中「第50条の3第3項」を「第50条の6第3項」に改め、同(テ)を同(ヌ)とし、同(ウ)の次に次の事項を加える。

(テ) 第50条の2第4項において準用する第44条の3第9項の規定による協力要請

(ト) 第50条の3第1項の規定による医療費の公費負担の決定

(オ) 第50条の3第2項において準用する第43条第1項の規定による報告の徴収及び検査

(ニ) 第50条の4第1項の規定による療養費の支給

別表第2の14の(13)の(エ)中「及び医療受給者証の提出の請求」を削り、同(オ)中「記載」を「提出の請求、記載」に改め、同(37)の(エ)中「及び医療受給者証の提出の請求」を削り、同(オ)中「記載」を「提出の請求、記載」に改め、同(37)に次の事項を加える。

ウ 指定難病要支援者証明事業実施要綱(令和6年3月29日付け5保疾第1168号健康福祉部長通知)の規定に基づく登録者証の交付等(書面以外の方法による当該登録者証の交付を除く。)

別表第2の14を同13とし、同15中「14の(12)」を「13の(12)」に改め、同15を同14とし、同16中「14の(12)」を「13の(12)」に改め、同16を同15とし、同17中「長野県環境保全研究所試験検査手数料条例」を「長野県環境及び保健衛生関係試験研究機関試験検査手数料徴収条例」に、「決定」を「決定(水質及び土壌環境に関する試験検査に関するものを除く。)」に改め、同17を同16とし、同16の次に次の事項を加える。

17 長野県諏訪湖環境研究センター所長に委任する事項

長野県環境及び保健衛生関係試験研究機関試験検査手数料徴収条例別表の知事が定める額の決定(水質及び土壌環境に関する試験検査に関するものに限る。)

別表第2の35の(2)の(ケ)中「法」を削り、同(チ)を同(ツ)とし、同(コ)から(ク)までを同(チ)から(ツ)までとし、同(ケ)の次に次の事項を加える。

(コ) 第40条の7第1項において準用する第10条第1項の規定による再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出の受理

別表第2の37の(1)中「昭和40年長野県告示第323号」を「令和元年11月7日付け元信木第297号林務部長通知」に改め、同アを削り、同イを同アとし、同ウからオまでを同イからエまでとし、同38の(1)のケ中「ナ」を「ト」に改め、同ト及びナを削り、同ニを同トとし、同ヌを削り、同ネ中「ヌ」を「ト」に改め、同ネを同ナとし、同42を削り、同43を同42とし、同44から46までを同43から45までとし、同47の(4)中「48の(4)」を「47の(4)」に改め、同47を同46とし、同48から52までを同47から51までとする。

別表第3の1中「地方自治法施行令第158条第1項」を「地方自治法第243条の2第1項」に、「歳入」を「歳入等」に改め、同3中「ケの(ク)及び(ク)、コの(シ)、サの(コ)」を「ケの(シ)、コの(コ)」に、「シの(イ)」を「サの(イ)」に、「ス、」を「シ、」に改め、同6を次のように改める。

6 別表第2の9の(1)のニからハまでに掲げる事項

別表第3の7中「別表第2の14の(1)の(ア)の(テ)」を「別表第2の13の(1)の(ア)の(テ)」に、「エの(ウ)、(エ)及び(キ)」を「エの(ア)から(エ)まで、(カ)から(ケ)まで、(チ)及び(シ)」に、「(オ)まで」を「(ケ)まで」に、「(ト)まで」を「(ネ)まで」に改め、同8中「同(2)の(ア)の(コ)から(ク)」を「同(2)の(ア)の(チ)から(ツ)」に改め、同9中「別表第2の38の(2)の(イ)」を「別表第2の38の(1)のト、同(2)の(イ)」に改める。

別表第8の2の(5)の(ア)の(テ)中「第19条の10第1項」を「第19条の11第1項」に改め、同13を同14とし、同4から12までを同5から13までとし、同3の次に次の事項を加える。

4 長野県立歴史館長が専決する事項

長野県公文書等の管理に関する条例(令和2年長野県条例第8号)の規定に基づく次の事項

- (1) 第3章の規定による特定歴史公文書の保存、利用等(長野県公文書審議会の運営に係る事務を除く。)
- (2) 第34条第2項の規定による歴史的訴訟書類の移管の協議
- (3) 第34条第3項の規定による歴史的訴訟書類の保存、利用等

別表第9の1を次のように改める。

1 教育次長に補助執行させる事項

教育委員会の所掌に係る次の事項

- (1) 教育用公有財産の取得(1件1,000万円未満の取得(土地に係るものを除く。))を除く。又は処分に関する事。
- (2) 寄付の受納に関する事。
- (3) 議会の議決を経るべき事件に関する事。
- (4) 学校林に係る部分林契約
- (5) 国庫補助金の交付申請及び精算報告に関する事。
- (6) 教育用公有財産の登記に関する事。
- (7) 条例及び予算の原案の立案に関する事。
- (8) 基金の管理に関する事。

別表第10の1中「長野県環境保全研究所長」を「長野県立歴史館長、長野県環境保全研究所長、長野県諏訪湖環境研究センター所長」に改め、同(1)中「次長」を「次長、副館長」に改め、同10中「、長野県児童相談所広域支援センター所長」を削り、「長野県女性相談センター所長」を「長野県女性相談支援センター所長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の事務処理規則別表第2の1の(1)の規定の適用については、同(1)中「地方自治法第243条の2第1項に規定する公金事務」とあるのは、「地方自治法第243条の2第1項に規定する公金事務又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項に規定する従前の公金事

務(同令による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項に規定する歳入の収納に関するものを除く。)]とする。

- 3 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の事務処理規則別表第3の1の規定の適用については、同1中「地方自治法第243条の2第1項の規定による歳入等の収納の事務」とあるのは、「地方自治法第243条の2第1項の規定による歳入等の収納の事務又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項に規定する従前の公金事務(同令による改正前の地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入の収納に関するものに限る。)]とする。

人事課

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第27号

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則次に掲げる規則の規定中「水道用水管理事務所の次長、課長」を「水道用水管理事務所の次長」に改める。

- (1) 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則(昭和36年長野県規則第13号)本則第6号
(2) 長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年長野県規則第48号)本則第5号

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

人事課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和6年3月29日

長野県公営企業管理者 吉沢 正

長野県公営企業管理規程第2号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

第22条から第25条までを次のように改める。

第22条から第25条まで 削除

別表第7から別表第9までを次のように改める。

(別表第7)から(別表第9)まで 削除

附則

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。

経営推進課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月29日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第3号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「上田地域振興局長、」の次に「諏訪地域振興局長、」を加え、「上田地域振興局長 木曾地域振興局長」を「上田地域振興局長 諏訪地域振興局長 木曾地域振興局長」に、「林業大学校長」を「林業総合センター所長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「学び支援担当の参事」を「行政経営推進担当の参事 学び支援担当の参事」に、「会計管理者」を「スポーツ担当の参事 会計管理者」に、「室長」を「信州暮らし推進担当課長 キャリア開発・人事制度担当課長 政策評価担当課長 多文化共生担当課長 地酒・食品振興担当課長 国際観光担当課長 畜産支援・防疫対策担当課長 鳥獣対策担当課長 室長」に、「コンプライアンス・行政経営課の企画幹」を「人事課及びコンプライアンス・行政経営課の企画幹」に、「人事課、コンプライアンス・行政経営課及び職員キャリア開発課」を「人事課及びコンプライアンス・行政経営課」に、「主事 職員キャリア開発課の担当係長、主査、主任及び主事」を「主事」に、「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に、

「環境保全研究所」所長 次長」を「県立歴史館 環境保全研究所 諏訪湖環境研究センター」館長 副館長 所長 次長 所長 総務部長」に改

め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中「教育幹」を「教育幹、保健厚生課の福利厚生幹」に、

「体育センター 総合教育センター」所長 次長」を「総合教育センター」所長 次長」に、

「県立歴史館 中学校」館長 副館長 校長 副校長」を「中学校」校長 副校長」に改

める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の研究職給料表の項中「1 環境保全研究所」を「1 環境保全研究所 2 諏訪湖環境研究センター」に、「2」を「3」に、「3」を

「4」に、「4」を「5」に、「5」を「6」に、「6」を「7」に、「7」を「8」に、「8」を「9」に、「9」を「10」に改め、同表の医療職給料表(3)の項中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第4条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中「上田地域振興局長、」の次に「諏訪地域振興局長、」を加え、「上田地域振興局長 木曾地域振興局長」を「上田地域振興局長 諏訪地域振興局長 木曾地域振興局長」に、

「林業大学校長」を「林業総合センター所長」に、

「感染症医療対策監」を「担当課長 感染症医療対策監」に、

「女性相談センター所長」を「女性相談支援センター所長」に、

「環境保全研究所次長(企画総務部長を兼務するものに限る。)」を「県立歴史館長 環境保全研究所次長(企画総務部長を兼務するものに限る。) 諏訪湖環境研究センター所長」に、

「林業総合センター所長」を「林業大学校長」に、

「廃棄物対策幹
廃棄物指導幹
廃棄物監視幹
産業戦略技幹」を「廃棄物指導幹
廃棄物監視幹」に、

「千曲川流域下水道事務所次長」を「諏訪湖環境研究センターの総務部長
千曲川流域下水道事務所次長」に改

め、「及び就農推進技幹」を削り、「環境保全研究所の部長及び研究企画幹」を

「環境保全研究所の部長及び研究企画幹
諏訪湖環境研究センターの調査研究部長」に改め、同アの教育委員会の事務局及び教育機関の項中

「教育事務所長
体育センター所長
県立歴史館長」を「教育事務所長」に、

「企画幹」を「企画幹
福利厚生幹」に改

める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

人事委員会事務局
